

# 『出雲国風土記』の『日本書紀』受容態度

——巻頭付近の記事を中心に——

伊 藤 劍

はじめに

『出雲国風土記』は天平五年（七三三年）二月三十日に成立した地誌である。編纂の最高責任者は国造出雲臣広島で、彼は国府の置かれた意宇郡の郡司大領も兼ねていた。

出雲国造は都に上り神賀詞を奏上する特別な地位にある。また、風土記編纂時の意宇郡の郡司は、大領ばかりでなく、少領・擬主政・主帳も出雲臣が務めていた。同郡では郡司四等官の全てを出雲臣が抑える形になっている。出雲臣は、意宇郡の他にも鳥根郡主帳、楯縫郡大領、飯石郡少領、仁多郡少領を出している。こうした郡司任官状況からしても、出雲臣が国内に圧倒的な影響力をもっていたのは明らかだ。広島が主導的な立場で風土記の編纂に臨みうる条件は整っていたわけである。

一方、本書の神話世界は出雲国造の奉斎する大穴持命を中心に語られる。それらの記事の中には、大穴持命に因む形へと話が書き換えられた痕跡が留められる例もある。こゝには大穴持命を絶対視する価値観が顕在化している。また、当国風土記には数多くの神が登場するが、神統譜は大穴持命に収斂されていく傾向にある。登場回数<sup>①</sup>が突出しているのも含め、『出雲国風土記』では様々な形で大穴持命中心主義がとられている。これらの点に、出雲国造の利益に叶った動機も認められる。本書には広島の影響が色濃く落とされていると見るべきだ。

ところで、『出雲国風土記』との類似性が指摘される九州の甲類風土記には、養老四年（七二〇年）成立の『日本書紀』の存在を念頭に置いた記事が数多く存在する。甲類風土記は天平期の成立と目されている。この時期にあつて

は、『日本書紀』に則つて土地の來歴を記載することも求められたのだらう。そこで、甲類風土記と同時期の『出雲国風土記』では『日本書紀』がどう意識されたのが問題になつてくる。この度は『出雲国風土記』の巻頭付近の数条を考察の俎上にのせ、本書にみる『日本書紀』への向き合い方について卑見を述べてみたい。

## 一 『出雲国風土記』の構成

——榑縫郡総記をめぐつて——

『出雲国風土記』を論じるにあたり、まずは本書の構成から確認しておきたい。このことを考える上で、榑縫郡総記は多くの手掛かりを提供してくれる。その問題は旧稿<sup>3</sup>でも論じたのだが、以下の小稿の論旨とも密接に関わるだけに、その後の知見も若干交えながら略述しておく。左に榑縫郡総記を引用する。

神魂命詔りたまひしく、「吾が十足る天の日栖の宮の縦横の御量は、千尋の桡繼持ちて、百八十結び結び下げて、此の天の御量持ちて、天の下所造らしし大神の宮、造り奉れ」と詔りたまひて、御子天御鳥命を、榑部と為て、天下し給ひき。尔の時、退り来坐して、大神の宮の御装の榑、造り始め給ひし所、是也。仍りて今に至るまで、榑梓造りて、皇神等に奉り出づ。故、

榑縫と云ふ。

杵築大社の起源を語るものである。ここでは神魂命の詔によつて大穴持命の宮が造られた神話が記されている。そして、文末付近に「今に至るまで」とあるとおり、風土記時代に榑が奉獻される事実がこの神話を支えている。一見したところ、榑縫郡総記には文脈上の齟齬など見当らないようだ。

しかし、神魂命の詔は宮の造営を命じたもので、榑の奉納そのものに直接言い及んでないには注意を要する。実際の杵築大社造営の様は、榑縫郡ではなく出雲郡杵築郷に記されている。

八東水臣津野命の国引き給ひし後に、天の下所造らしし大神の宮奉らむとして、諸の皇神等、宮処に参集ひて杵築きき。

神魂命の勅の内容は、榑縫郡総記の後半部分よりも杵築郷の方と密接な関係にある。そもそも榑縫なる名称を導くのが目的であれば、榑に触れさえすれば十分だ。事実、意宇郡の榑縫郷は「布都怒志命の、天の石榑縫ひ直し給ひき。故、榑縫と云ふ」と榑を話題にするだけである。榑縫郡の神魂命の勅と郡名起源との間には、厳密に言えばねじれが生じてしまつてゐる。

次に、郡総記の分量という視点で榑縫郡を眺めてみたい。

紙幅の都合で引用は省略するが、八束水臣津野命による壮大な国引き神話を載せる意宇郡を別格とすると、楯縫郡総記の郡名由来は他郡に比し長文である。これは神魂命の發言の長さによる。先のねじれ現象と併せて考えると、楯縫郡総記は、地名起源譚を装いつつも、話の重点を神魂命の詔による杵築大社の由緒の方に置いているとみなされる。

さらに、細川家本（慶長二年・一五九七年）や日御碕本（寛永十一年・一六三四年）など『出雲国風土記』の中でも早い時期の写本には、楯縫郡と直前の秋鹿郡末との間に空白が存在する。これは、両郡の間に境を設けようと狙ったかのごとくである。仮に本書を二分するならば、楯縫郡と次の出雲郡との間にした方が分量面での均衡はとれる。この限りにおいて、細川家本他の空白をめぐる状況は自然なものだと言わざるをえない。

以上のとおり、楯縫郡冒頭部には不審な点が目立つ。ただし、『出雲国風土記』が上下二巻で成立し、下巻は楯縫郡から始まっていたと考えれば、種々の疑問も氷解するのではなからうか。

注目されるのが、細川家本を遡る写本の形態が上下二巻の卷子本だった可能性を追究した田中卓の説である。田中はあくまでも写本の問題として論じるが、楯縫郡冒頭部の不自然さは、写本の状況と軌を一にしたものである。その

ため稿者は、次のような想定の下に『出雲国風土記』の二巻構成が成立時までさかのぼるものだと考える。出雲臣広島は、大穴持命の存在感を際立たせるべく、この神の鎮座する特別な宮の謂われを、読者の注意を引きやすい場所へ喧伝したかった。そこで杵築大社への楯の奉獻伝承を持つ楯縫郡に目を着け、杵築大社の由来を語る形にまとめ上げ、下巻冒頭部に据えた。楯縫郡の大領は出雲臣大田である。彼と広島との関係は不明だが、同じ出雲臣の人間同士であるのも、如上の操作を行っていた一因だと考える。

なお、『釈日本紀』<sup>10</sup> 卷十には、「尾張国風土記曰」で始まる記事がある。この例なども、複数巻で構成される風土記の存在に論及する際の傍証となるだろう。

## 二 『出雲国風土記』下巻冒頭部と『日本書紀』

ところで、『出雲国風土記』の研究史上、楯縫郡総記は『日本書紀』との関係が最も云為されてきた記事でもある。左に原文を掲げて比較してみる。上段が『日本書紀』神代卷第九段一書第二、下段が『出雲国風土記』である。

時高皇産靈尊、乃還<sup>11</sup>遣

二神<sup>12</sup>、勅<sup>13</sup>大己貴神<sup>14</sup>曰、

「今者聞<sup>15</sup>汝所言<sup>16</sup>、深有<sup>17</sup>

其理<sup>18</sup>。故更條<sup>19</sup>而勅<sup>20</sup>之。夫

神魂命詔、「吾十足天日

栖宮之縱横御量、<sup>21</sup>千尋櫛

繼持而、百八十結々下而、

此天御量持而、所<sup>22</sup>造<sup>23</sup>天

汝所治顯露之事、宜<sub>二</sub>是吾孫治<sub>一</sub>之。汝則可<sub>三</sub>以治<sub>二</sub>神事<sub>一</sub>。又汝応<sub>レ</sub>住<sub>二</sub>天日隅宮者<sub>一</sub>、今当供造、即<sub>①</sub>以<sub>二</sub>千尋<sub>一</sub>考繩<sub>一</sub>、結<sub>二</sub>為<sub>二</sub>百八十紐<sub>一</sub>。其造<sub>レ</sub>宮之制者、柱則高大。板則広厚。…略…又<sub>②</sub>供<sub>二</sub>造<sub>二</sub>百八十縫<sub>一</sub>之白楯<sub>一</sub>。又当主<sub>二</sub>汝祭祀<sub>一</sub>者、天穗日命是也<sub>一</sub>。

神代紀一書では、大己貴神のための天日隅宮の造営が天界の高皇産靈尊から具体的に指示されている。断るまでもなく、この宮は杵築大社を指す。一方、楯縫郡総記では、神魂命が大穴持命の鎮座する杵築大社の造営を命令している。杵築大社の由緒を天との関わりの中で語る两条の趣旨は一致している。とりわけ傍線部は、「百八十」「考繩(經)」といった語を共有したり(①②)、奉納物としての楯に言及したりするように(③④)、関心事や文辞も酷似している。両者は明らかに異伝関係にあるとみなされ、共通資料の存在を想定する論<sub>⑤</sub>も出されている。

もつとも、指令神をめぐる問題をはじめ、両者が完全に一致するわけではない。そのため、独自箇所を重視する立

下<sub>一</sub>大神之宮、造奉<sub>一</sub>詔而、御子天御鳥命、楯部為而、天下給之。尔時、退下来坐而、<sub>⑥</sub>大神宮御装楯、造始給所、是也。仍至<sub>レ</sub>今、楯杵造而、奉<sub>二</sub>出<sub>二</sub>皇神等<sub>一</sub>。故云<sub>二</sub>楯縫<sub>一</sub>。

場もあつて然るべきだろう。異同点の分析は各々の読みを深める結果につながるので、この立場が大切なのは承知している。ただし、両者がなぜ異伝の杵組みの中に収まっているのかは考えられねばなるまい。小稿の関心はこの点にある。ここでは『出雲国風土記』の読者層や『日本書紀』の権威という観点から述べてみたい。

神代紀一書第二では、大己貴神の宮が天からも特別扱いされるばかりでなく、この神に神事の支配権が授けられてもいる。『日本書紀』における大己貴神の神話の諸伝の中で、出雲側に最も都合のよいのがこの一書なのである。そこで、この一書が出雲側の言説を承けて成立した可能性も指摘されている。

しかし、『出雲国風土記』が『日本書紀』成立から十年以上後に成立した事実は無視できない。たとえこの一書がもともと出雲側の所伝を基にするものだったとしても、一度『日本書紀』に掲載されれば、そこには自ずと権威が生じる。そうして中央に存在を認定されれば、結果的に出雲側にとって有利な状況が作られる。

『出雲国風土記』の読者として、まずは中央にいる官人が想定されるが、この他に節度使や国司<sub>⑩</sub>を挙げる説もある。もつとも、彼等は何れも令制下の中央政府の価値観の下に官人生活を送っている。そうした読者層にも唐突だと感じ

させない状況を作り出すだけの信頼できる先行文献があれば、それに依拠した自説の開陳は有効なものとなる。『日本書紀』の利用はその最適な手段となりうる。紙幅の都合で一々の紹介はできないが、大穴持命が皇祖神に主権を譲る意宇郡母理郷をはじめ、『出雲国風土記』には『日本書紀』を下敷きにしていると判断される記事が散見され、それらを旧稿で論じたこともある。諸氏が説くように、冒頭で断った九州甲類風土記の在り様も念頭に置けば、当国風土記も『日本書紀』の存在を前提にしていると考えるのが自然だ。

話を楯縫郡総記に戻すと、この記事からも神代紀一書第二に則った異伝作りという営為を見てとるべきだろう。ここで説明される大穴持命の宮の存立根拠は、『日本書紀』の言説の威信に支えられているのだ。前節の内容も踏まえれば、人目を引きやすい下巻冒頭で、『出雲国風土記』が『日本書紀』の権威を借りていると表明されることにもなる。

大穴持命を前面に出しその存在を強調する当国風土記の特徴は、この書の構成の問題や『日本書紀』との関係も視野に収めながら論じられなければならない。次節からは上巻冒頭付近の記事の在り様を検討していきたい。

### 三 意宇郡母理郷と神代紀第九段一書第二

『出雲国風土記』には、上巻冒頭部付近にも『日本書紀』との関係が問われる記事がある。それが、大穴持命の初出にあたる意宇郡母理郷条である。意宇郡は風土記編纂当時に存した九郡の中でも最初に記される郡で、母理郷は意宇郡内でも初めに置かれる郷である。

天の下所造らしし大神、大穴持命、越の八口を平げ賜ひて還り坐す時に、長江山に來坐して詔りたまひしと、我が造り坐して命らす国は、皇御孫の命、平けく世所知らせと依せ奉る。但、八雲立つ出雲の国は、我が静まり坐す国と、青垣山廻らし賜ひて、玉珍置き賜ひて守りたまふ。と詔りたまひき。

傍線部では、出雲一国のみは大穴持命の国だとされている。そして、その状態は神代ばかりでなく現在まで続いていると主張するのが『出雲国風土記』の立場であろう。この母理郷条の内容を支えるものとして挙げられるのが、『日本書紀』神代卷第九段一書第二である。一部前節の引用と重なる箇所もあるが、煩を厭わずに改めて書き下し文を引用する。

既にして二の神（経津主神・武甕槌神——稿者注）、出雲の五十田狭の小汀に降到りて、大己貴神に問ひて

曰はく、「汝、將に此の国を以て、天神に奉らむや以不や」とのたまふ。対へて曰はく、「疑ふ、汝二の神は、是吾が処に來ませるに非ざるか。故、許さず」とのたまふ。是に、経津主神、則ち還り昇りて報告す。時に高皇産靈尊、乃ち二の神を還し遣して、大己貴神に勅して曰はく、「今、汝が所言を聞くに、深く其の理有り。故、更に条にして勅したまふ。夫れ汝が治す顯露の事は、是吾孫治すべし。汝は以て神事を治すべし。又汝が住むべき天日隅宮は、今供造りまつらむこと、即ち千尋の栲繩を以て、結びて百八十紐にせむ。其の宮を造る制は、柱は高く大し。板は広く厚くせむ。…略…」とのたまふ。

是に、大己貴神報へて曰さく、「天神の勅教、如此慇懃なり。敢へて命に従はざらむや。吾が治す顯露の事は、皇孫當に治めたまふべし。吾は退りて幽事を治めむ」とまうす。乃ち岐神を二の神に薦めて曰さく、「是、當に我に代りて從へ奉るべし。吾、將に此より避去りなむ」とまうして、即ち躬に瑞の八坂瓊を被ひて、長に隠れましき。

経津主神・武甕槌神の言に不信感を表明した大己貴神に対し、高皇産靈尊は道理を認める。その結果、大己貴神が天日隅宮で神事・幽事を掌ると取り決められた。この一書

は大己貴神を厚遇し、ある種の支配権も許している。そこで、千家和比古が「神譲り」された大國主神の鎮まる処として…略…形而上において出雲国は國譲りの対象時空間ではないとの意思表明である」と述べ、萩原千鶴が「一書第二にいう「天日隅宮」だけでなく、出雲国全域に拡大した趣」を読みとるような、『出雲国風土記』の母理郷条が当該一書を踏まえているとする見解が示されるのである。母理郷での大穴持命の発言には、確かに件の一書との類似性を見出せそうだ。

ただし、神代紀一書で大己貴神に支配権が与えられたのは出雲国ではなく、神事・幽事であつた。それでは、神事・幽事とはどのようなものなのだろうか。一条兼良が「神事則冥府之事」と述べるのをはじめ、両語は早くから関心を集めており、長い研究史を持つ問題であるが、今は簡単に『日本書紀』の用例に即しながら確認してみたい。幽事は『日本書紀』の中では孤例だが、幽の字は随所に見られる。たとえば次の例がある。

・伊奘諾尊、神功既に畢へたまひて、靈運當遷れたまふ。是を以て、幽宮を淡路の洲に構りて、寂然に長く隠れましき。(神代紀第六段本文)

・群臣、伏して固く請して曰さく、「大王をば先朝鍾愛して、幽顯心を属けたり。皇綜を纂ぎたまひて、億兆

に光し臨みたまへ」とまうす。(舒明紀元年正月)

第九段一書第二では、幽事が顕露の事の対として用いられていた。そこで注目されるのが舒明紀である。この例では、幽(神)・顕(人臣)の双方を持ち出すことで、田村皇子の即位が全目的な支持を集めたものだと言られる。しかし、『日本書紀』を離れば、『古事記』序文の伊耶那岐命の事跡を述べた一節の中に幽顕の例がある。この幽は黄泉国を指す。右の神代紀第六段の幽宮を幽冥界とする見解もあり、これに従えば『古事記』序文の幽にも通じてくる。死後の靈魂が赴く世界を大國主神が支配しているという平田篤胤『靈能真柱』などに見られる神学も、幽事を幽冥界とする理解に基づく言説である。

もつとも、第九段一書第二の幽事は神事の言い換えとして使用されている。『日本書紀』にあつて、神事は当該条の他に次の二例を確認できる。

・乃ち太玉命をして、弱肩に太手繩を被けて、御手代にして、此の神を祭らしむるは、始めて此より起れり。

且天兒屋命は、神事を主る宗源者なり。故、太占の卜事を以て、仕へ奉らしむ。(神代紀第九段一書第二)

・庚子に、大錦上蘇我赤兄臣と大錦下巨勢人臣と、殿の前に進みて、賀正事奏す。癸卯に、大錦上中臣金連、命にして神事を宣る。(天智紀十年正月)

両例の神事を幽冥界ととらえるのは難しい。とりわけ前者は幽事と同じ一書の中の例である。顕露への目配りもしながら幽事を考えるならば、たとえば『神道事典』が「目に見えない神のなせることをいう。幽事はこの世の目に見えない出来事であつて、必ずしもあの世のことではない」と説くのが穩当だ。つまりこの一書では、大己貴命が天日隅宮を拠点に神々の顕界への働きかけを統御すると決められているのだ。これを裏返すと、神々の空間は大己貴神の支配下に置かれるわけである。

#### 四 『出雲国風土記』が描く神国出雲像

神代紀一書の神事・幽事との関わりで注目される記事は、『出雲国風土記』に散見される。本節ではその一端に触れてみたい。はじめに意宇郡安来郷の記事をとりあげる。

即ち、北の海に邑売埼<sup>18</sup>有り。飛鳥の淨御原の宮に御宇しし天皇の御世、甲戌の年七月十三日に、語臣猪麻呂の女子、件の埼に逍遙びて、邂逅に和尔に遇ひ、所賊はえて飯らざりき。尔の時、父猪麻呂、所賊はえし女子を、浜の上に斂め置きて、大く苦憤を發し、天に号び地に踊り、行きて吟ひ居て嘆き、昼夜辛苦みて、斂めし所を避ること無し。是作る間に、數日を経歴たり。然して後、慷慨の志を興し、箭を磨ぎ鋒を鋭くし、

便の処を撰びて居て、即ち擡み訴へ云ひしく、「天神千五百万、地祇千五百万、并びに、当国に静まり坐す三百九十九社、及、海若等、大神の和魂は静まりて、荒魂は皆悉に、猪麻呂が乞む所に依り給へ。良に神靈坐すこと有らば、吾が傷ふ所となし給へ。此を以ちて神靈の神所を知らむ」。尔の時、須臾有りて、和尔百余り、静かに一つの和尔を圍繞みて、徐に率依り来て、居る下に從りて、進まず退かず、猶し圍繞めるのみ。尔の時、鋒を挙げて中央なる一つの和尔を刃して、殺し捕ること已に訖へぬ。然して後、百余りの和尔解散けき。殺割けば、女子の一つの脛屠り出でき。仍りて和尔をば、殺割きて串に掛け、路の垂に立てき。

〔安来の郷の人、語臣与が父也。尔の時より以来、今日に至るまで六十歳を経たり。〕

甲戌の年は天武天皇三年（六七四年）にあたる。引用文は、この年の七月十三日の出来事を記したものである。傍線部で猪麻呂は「当国に静まり坐す三百九十九社」に祈願する。もつとも、ここでは出雲国内の特定の神の名が挙げられるわけではない。邑売埼条は語臣が伝えた話だろうが、猪麻呂の発言の中には語臣の關係神や彼の居住地の名を負う神の名もない。また、語臣が語を職掌とする公的な立場の存在ならば、他にも何らかの話を所持していたと考えた

方が無理はない。そのため、複数の話から取捨選択された結果、猪麻呂の話が載録されるに至った過程を想定するのが妥当である。この話が語臣やその周辺のみで完結する閉じられた空間で処理されるべきではないのが分かる。つまり、より視野を広げ、この国を特別視する出雲国全体の問題として当該条を論じなければならなくなるのだ。

傍線部に記される出雲国の三百九十九社は、神祇官社を含んだ数字である。神祇官で認定されている以上、出雲国の神として中央の価値観と無縁ではない。天神地祇という括り方と併せ、猪麻呂の発言からは神々を体系化する高度な概念が看取される。彼の祈願は神靈に容れられ、復讐を遂げている。百余りの和尔に囲まれた一匹の和尔の姿を前にし、猪麻呂は神靈の存在とその靈験を確信したはずだ。この認識は読者にも共有されるものとなる。

なお、三百九十九という数字は、『出雲国風土記』全体の総記に「神の社三百九十九所」とされる社数と一致する。本書は、神社ばかりでなく寺も紹介する。しかし全体の総記では、全社数とその内訳（神祇官社百八十四、不在神祇官社二百十五）まで明示するものの、寺の記載は一切ない。冒頭で社のみをとりあげて紹介している点に、神の国としての出雲像を打ち出そうとする姿勢が読みとれる。数字を共有する巻頭・邑売埼条は明らかに呼応關係にある。天武



朝時の史実として伝えられる神霊の生きる出雲国の姿は、六十年後の風土記時代だろうと変わらずに存続しているというのが本書の主張である。

出雲国に神の靈験を認めている記事は他にも存在する。

次は楯縫郡神名槌山条である。

鬼の西に石神在り。高さ一丈、周り一丈。往の側に小き石神百余許在り。古老の伝へて云はく、「阿遲瀨枳高日子命の後、天御梶日女命、多宮の村に來坐して、多伎都比古命を産み給ひき。尔の時、教し詔りたまひしく、『汝が命の御祖の向位に生まむと欲ほすに、此処し宜し』とのりたまひき。所謂石神は、即ち是、

多伎都比古命の御託なり。早に当りて雨を乞ふ時は、必ず零らしむる也。

雨乞いの俗信に関する記事である。多伎都比古命の父神は、大穴持命の子神にして、意宇郡には神戸の存在も明示される阿遲瀨枳高日子命である。引用文では、石神にまつわる在地の俗信が大穴持命の神話圏にからめとられている点が注視される<sup>2)</sup>。風土記時代の雨乞いの効果のほども、石神に依り付く多伎都比古命の靈験によつてはじめて保証されるのだ。

また、国造が神賀詞奏上にあたり潔齋することに触れた仁多郡三津郷も見落とせない。

大神大穴持命の御子、阿遲瀨伎高日子命、御須髮八握に生ふるまで、昼夜哭き坐して、辞通はざりき。

略… 大神、夢に願ぎ給ひしく、「御子の哭く由を告らせ」と夢に願ぎ坐ししかば、則夜の夢に御子辞通ふと見坐しき。則ち寤めて問ひ給へば、尔の時、「御津」と申したまひき。尔の時、「何処を然云ふ」と問ひ給へば、即ち御祖の御前を立ち去り出で坐して、石川を度り、坂の上に至り留り、「是処ぞ」と申したまひき。尔の時、其の津の水活れ出でて、御身沐浴み坐しき。故、国造、神吉事奏しに、朝廷に参向ふ時に、其の水活れ出でて、用ゐ初むる也。

右の記事では、国造の沐浴の際に水が湧き出ると説明され、それが阿遲瀨伎高日子命の故事と関連付けられている。人々はこの地の水の湧出を目の当たりにして神の存在とその奇跡とを体感し、神話の世界に身を置くのだ<sup>2)</sup>。

『出雲国風土記』では、出雲が神霊の力の働く神事・幽事の国として描かれている。

## 五 上巻巻頭付近の説話記事の在り様

—— 邑売埼条を中心に ——

さて、邑売埼条は説話記事をもつて神国出雲像を鮮明に打ち出す初例でもある。本節では、邑売埼条を中心に、上

巻の冒頭付近の説話記事の在り様について掘り下げて論じたい。

『出雲国風土記』の説話記事は、地名の起源を語るものでほぼ占められている。その中であつて、地名に帰着しない邑売埼条は異例の部類に属する。また、『出雲国風土記』は九つの郡毎に記事がまとめられ、各郡の末尾には郡司の署名欄がある。ただし、記載事項やその掲載順が郡によって異なるわけではない。すなわち、①郡を構成する郷などを紹介する郡総記、②郡家を起点とした郷や駅家などの方位里程と名称起源、③寺社、④山野の位置と産物、⑤河川と産物、⑥池や陂、⑦海沿いの浜・埼・島や産物、⑧隣接郡との交通を、この順番で記載するのが基本的な形である(郡により記されない項目もある)。当面の問題である埼は⑦に記されるのが通例で、邑売埼もそこに立項されて然るべきだ。しかし、実際の邑売埼条は、須佐乃袁命の巡行に基づく安来郷の名称起源譚に直結している。

以上のとおり、邑売埼条は例外を抱え込んでいる。それでは、安来郷は意宇郡にあつてどのような位置にあるのだろうか。この郷は母理・屋代・楯縫に続く四番目にあり、巻頭近くに置かれている。安来郷よりも前にある説話記事は、次のようにまとめられる。

イ 八束水臣津野命の発言によつて国号の由来を説く

『出雲国風土記』全体の総記(出雲と号くる所以は、八束水臣津野命、詔りたまひしく、「八雲立つ」と詔りたまひき。故、八雲立つ出雲と云ふ。)

ロ 八束水臣津野命の国引きを基に郡の名称起源を導く  
意宇郡総記(国引き坐しし八束水臣津野命、詔りたまひしく、「八雲立つ出雲の国は、狭布の稚国在る哉。初国小さく所作れり。故、作り縫はむ」と詔りたまひて、…)

ハ 『日本書紀』をはじめとするいわゆる国譲り神話の内容を髣髴とさせつつも、出雲のみは大穴持命が鎮座して守る国だと述べる母理郷(「八雲立つ出雲の国は、我が静まり坐す国と、青垣山廻らし賜ひて、玉珍置き賜ひて守りたまふ」と詔りたまひき。)

ニ 出雲国造の祖神天穗日命と目される天乃夫比命の天降りに触れる屋代郷

ホ 布都怒志命の巡行を記す楯縫郷

研究史では、右の巻頭近くの記事の在り様に意味を見出す論もある。たとえば神田典城は、イ全体の総記・ロ意宇郡総記・ハ母理郷と連続する三条で「八雲立つ出雲」を共有しつつ出雲国について説明している点、ハ・ニ・ホといわゆる国譲り神話の関係神が続けて登場する点を検証し、何れも編纂時に自覚されたものだ<sup>28)</sup>と説く。また、小村宏史

は、イの国名起源に続けて口の国引き神話を展開することで、史書ではない地誌でありながら、『出雲国風土記』が歴史という観点で自国を語る視座の獲得にも成功したと述べる。<sup>24)</sup>

両氏が揃って強調するのは、巻頭付近を重視し細心の気配りをした『出雲国風土記』の編纂意識である。巻頭部での読者への訴えかけには高い効果を期待できる。本書の編纂にあたり出雲臣広島が主体的な役割を果たしたと考えられることや、下巻冒頭部の楯縫郡総記の在り様も考慮に入れば、両氏の見解は説得力を持つ。

如上の事柄を念頭に置くと、右のホ楯縫郷に続く安来郷に邑売埼条が配されたのも、広島の意図と関わらせて論じた方がよさそうだ。この話を安来郷に記したのは、情報源となった語臣猪麻呂の子の与が当郷の人なのも無縁ではなからう。しかし、邑売埼条の掲載場所は、取材源といった物理的な理由のみでは説明しつくせない。つまり、巻頭付近で逸早く読者に神国出雲像を植え付けるのを主目的に前倒しされたものであった。以上のように考えると、異例をおして邑売埼条を安来郷に配置した理由も合理的に説明できる。<sup>25)</sup>

ところで、ここでもう一度母理郷に立ち戻りたい。そこでは、大穴持命が自身の造った国の主権を皇祖神に譲るも

の、出雲一国のみは例外で、自身の鎮まる国として守り続ける旨の宣言があった。母理郷・邑売埼両条が並び立つならば、出雲は風土記編纂時にあっても神の功德が見られる、大穴持命を中心とした国として定位されるわけである。

一方、神代紀第九段一書第二によれば、神事・幽事は大己貴神に委ねられた。先に検討した神事・幽事に関する理解をふまえると、出雲国が実際に神々の国ならば、母理郷での大穴持命の宣言は『日本書紀』により正当性が保証されることになる。このような神代紀一書で示された神の領域の統括という観念を出雲国に具現化したのが、母理郷や邑売埼条をはじめとする諸例なのである。ここには、出雲国は神国なのだから、この地に鎮まる大穴持命が守る国と承服されて然るべきだとする、『日本書紀』に則った理論武装が見られる。本書の巻頭付近は、神代巻第九段一書第二が言うところの神事・幽事を介した『日本書紀』との親和性が極めて高い。

#### おわりに

邑売埼条をはじめ『出雲国風土記』が神国としての姿を表明していると読み解く意見は、荻原千鶴や吉松大志にも見られる。その主張の目的を、荻原は神と人とが共存する出雲国の在り様を反映させるためとし、<sup>26)</sup>吉松は出雲での神

の力を強調するためと<sup>⑦</sup>言う。出雲国を特別視する積極的な意図を強調する両氏の方向性は首肯されるべきだろう。その上で稿者が見出そうとしたのは、杵築大社に拠点を置く大己貴神の神事・幽事の統括に触れる『日本書紀』の世界観を咀嚼し敷衍した『出雲国風土記』の在り方であった。このように、小稿では、『出雲国風土記』が『日本書紀』の影響下にあるという現象面の確認や両者の対応箇所の指摘に止まらず、『日本書紀』がどう利用されたのかという、より自覚的な受容態度を問題にした。

最後に、述べきいた論点を『出雲国風土記』の上下巻構成に関わらせながらまとめおく。本書は、上巻冒頭付近の母理郷で出雲が大穴持命の君臨する国だと説明し、安来郷邑売埼条で神の靈験あらたかな国としての出雲像を可視化する。両条では、神代紀第九段一書第二で大己貴神が神事・幽事を掌ると決められた点が意識されている。すなわち、邑売埼条で神国としての出雲の姿を示すことにより、母理郷に記される大穴持命の君臨を裏付けるのである。そして、下巻巻頭の楯縫郡総記では、大穴持命の鎮座する宮がいかなる由緒を持つもののかを説く。杵築大社の存立根拠は天にあるが、その内容は『日本書紀』の一書を髣髴とさせるものであった。『出雲国風土記』は、神代紀第九段一書第二の世界観を落とし込む形をとることで、その言

説の正当性を訴えかける。本書は、上下両巻の初めの足並みを揃え、整然とした構成をとるべく企図されている。

## 注

- (1) 荻原千鶴「『出雲国風土記』の地名起源叙述の方法」〔太田善磨先生追悼論文集 古事記・日本書紀論叢〕続群書類従完成会、一九九九年七月）など。
- (2) 水野祐「大穴持命と其神系の神話」〔出雲国風土記論叢 早稲田大学古代史研究会、一九六五年十一月〕など。
- (3) 拙稿「『出雲国風土記』楯縫郡冒頭の意味——出雲国造の意図したもの——」〔国語と国文学〕八八一三、ぎょうせい、二〇一一年三月）
- (4) 田中卓「細川家本出雲国風土記の出現」〔出雲国風土記の研究〕国書刊行会、一九八八年五月
- (5) 鳥根根立古代出雲歴史博物館は、田中卓前掲論注(4)を支持し、楯縫郡を下巻の開始とする上下二巻構成で奈良時代の『出雲国風土記』を復元する。森田喜久男「天年間成立当初の『出雲国風土記』について」〔古代文化研究〕一五、鳥根根立古代文化センター、二〇〇七年三月）参照。
- (6) 中村啓信「大国主と少名毗古那の国づくりの段をめぐって」〔古事記の本性〕おうふう、二〇〇〇年一月）など。
- (7) 加藤紗弥香「『出雲国風土記』楯縫郡総記の特質」〔青

木周平先生追悼論文集刊行会編『青木周平先生追悼 古文芸論叢』おうふう、二〇〇九年十一月)など。

(8) 三宅和朗「国譲り神話(Ⅰ)」(『記紀神話の成立』吉川弘文館、一九八四年三月)など。

(9) 神田典城「オホナムチの神話——正の要素と負の要素」『日本神話論考 出雲神話篇』笠間書院、一九九二年八月

(10) 村尾次郎「出雲国風土記の勘造と節度使」(『律令財政史の研究(増訂版)』吉川弘文館、一九六四年九月)など。

(11) 山根惇志「出雲と大和と——出雲大神再攷——」(『立教高等学校研究紀要』二六、一九九六年三月)など。

(12) 旧稿では、次の四つの観点から両書の関係を論じた。  
①大穴持命が皇祖神に主権を譲る意宇郡母理郷の記事の発想：前掲論注(3)

②所<sub>レ</sub>造<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>大神と称される大穴持命の天下の内実  
…『出雲国風土記』の出雲と越——「天下」の創出——『国文学研究』一七七、早稲田大学国文学会、二〇一五年十月

③出雲国造関係神の中でも、熊野大神や天穗日命に比し、大穴持命の登場回数とその存在感が突出している理由：『出雲国風土記』と『日本書紀』『明治大学教養論集』五一五、明治大学教養論集刊行会、二〇一六年三月

④出雲郡健部郷条で景行天皇が倭健命を追慕する点…「現伝『出雲国風土記』の成立をめぐる」『国語と

国文学』九四一六、明治書院、二〇一七年六月

(13) 荻原千鶴「『出雲国風土記』の時間構造——『日本書紀』『古事記』『日本霊異記』の感情表現を対照に——」(『国語と国文学』九〇一八、明治書院、二〇一三年八月)など。

(14) 千家和比古「遷宮儀—小考—伊勢神宮と出雲大社」『兵庫神祇』五九六、兵庫県神社庁、二〇一三年十月

(15) 荻原千鶴「『出雲国風土記』の時間表象——「大穴持命」と「斐伊川」——」『風土記研究』三七、風土記研究会、二〇一五年一月

(16) 一条兼良『日本書紀纂疏』下第二(真壁俊信校注『日本書紀註釈』中、神道大系編纂会、一九八五年三月)

(17) 遠藤潤「国学における「神典」解釈と死後の世界——『日本書紀』一書の「顕幽」を焦点として——」(『平田国学と近世社会』ぺりかん社、二〇〇八年二月)などに研究史への言及がある。

(18) 国学院大学日本文化研究所編『神道事典』(弘文堂、一九九四年七月)の「幽事」の項。執筆は西岡和彦。なお、西岡による「神事」の項は、神事を幽事と同義とし、「神祭の意としても用いられる」と説明する。

(19) 諸注釈書では「毘」と校訂される場合が多い。しかし、細川家本をはじめ諸写本「邑」とある。「邑美の冷水」(鳥根郡)、「佐与布と云ふ人、来居りき。故、最邑と云ふ」(神門郡)のように、当国風土記では「邑」が使用される例もあるので、小稿では「邑」とした。当該条を

〔国〕売埼」とするものに、沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉『出雲国風土記』（山川出版社、二〇〇五年四月）などがある。

- (20) 吉松大志「土地の名を語る風土記——出雲にあふれる話す神、坐す神——」『古代出雲ゼミナール——古代文化連続講座記録集——』Ⅱ、島根県・島根県教育委員会、二〇一五年八月

- (21) 拙稿「『出雲国風土記』の想定読者——「所謂」という表現形式から——」『日本上代の神話伝承』新典社、二〇一〇年十月

- (22) 松本直樹『出雲国風土記注釈』新典社、二〇〇七年十一月

- (23) 神田典城前掲論注（9）

- (24) 小村宏史『出雲国風土記』の世界——「所造」天下大神」と中央神話——『古代神話の研究』新典社、二〇一一年九月

- (25) 吉松大志前掲論注（20）

- (26) 萩原千鶴前掲論注（15）

- (27) 吉松大志前掲論注（20）

※ 小稿の引用は次に拠った。ただし、旧字体は新字体に改め、分注は〔 〕内に入れた。

・『出雲国風土記』——学術文庫（講談社）

・『日本書紀』——日本古典文学大系（岩波書店）

・『釈日本紀』——神道大系（神道大系編纂会）

※ 小稿は、古事記学会例会（二〇一七年十一月十八日、於・早稲田大学）での発表に基づく。席上その他にて御意見を賜わった各位に深謝申し上げます。

※ 小稿は、JSPS科研費（若手研究B・課題番号一六K一六七七〇）の助成を受けた研究成果の一部である。